

令和5年度第2回広島市障害者施策推進協議会各議題に対する意見への対応等

※協議会での発言順で掲載しています。

No	資料・ページ	意見要旨	回答・対応方針
1	資料1 P1	(上山委員) 施策の柱1の施策項目(2)「あらゆる障害や障害者についての理解の促進」の記載について、「障害者」だけではなく「障害児」も入れてほしい。	「障害者」については、原則として、「障害児」も含むものとします。「障害児」と限定する必要がある場合は、「障害児」と記載します。 なお、事業名等固有名詞は例外として取り扱います。
2	資料3 P8 P10 P11	(李木委員) 「障害や障害者についての市民の理解」とあるが、基本的視点1では「市民や事業者の理解」となっている。事業者を追加した方がいい。 フラワーフェスティバル「ふれあい広場」の「ふれあい」という表現はそろそろやめて欲しい。「ふれあい」の先に行かないといけないと思う。 主な事業・取組の2つ目について、「視覚障害者(児)」と記載がある。記載を統一した方がよい。 全体を通して「民間事業者」と「事業者」もどちらかに揃えた方がよい。	本施策項目における主要課題や施策の方向性等を踏まえ、「事業者」を追加します。 「ふれあい広場」については、障害者団体で構成される「広島ふれあい委員会」に委託して実施しているものです。同委員会にご意見をお伝えしたところ、昭和56年の開始以来の名称であるとともに障害者理解は人と人とのふれあいから始まると考えており、名称の変更予定はないとのこと。 このため、歴史的経緯や当事者のご意見を尊重したいと考えます。 上記No1の「回答・対応方針(案)」のとおり、「視覚障害者」と記載を改めます。 障害者差別解消法や本市の障害者差別解消推進条例を踏まえ、「事業者」に表記を揃えます。
3	資料3 P5	(本多委員) みんなのお店ひろしま宣言制度について、広がっていない印象がある。事業を継続するならば、対策を講じ、「当たり前」になることが望ましいと思う(この制度の意義が薄いという判断ならば中	ご指摘のとおり、みんなのお店ひろしまの宣言店の数は伸び悩んでいます。障害者差別解消法や障害者差別解消推進条例の認知度は低い状況にあり、障害を理由とする差別の解消に向けた機運を醸成するため

No	資料・ページ	意見要旨	回答・対応方針
		止を検討しても良いと個人的には思う。)	に、必要な制度であると考えていることから、対策を講じ、宣言店の増加に取り組みます。
3	P12	<p>ここでは、国の推進するピアサポートとは別の、障害当事者・家族団体によるボランティア的な活動のことを指すと思う。用語上、「障害者施設での雇用を前提としたピアサポート」と「一般的意味でのピアによる支援」との区別がつきにくく、注のようなものが必要かと思った。</p> <p>ピアでなければ伝えられない内容も多くあるが、初めは誰でも素人である。自信がなくて尻込みされる方もおられる。多くの方に支援者となっていただき、より良い「聞き手」「支援者」となっていただくには、基本的な知識を得たり、エンパワーされたりする場があると良いと感じている。例えば、研修会の開催（オンデマンド研修を含む）、テキスト・資料の配布（オンデマンドで）などもご検討いただけるとありがたいと思う。</p>	<p>ピアサポートが有効であることの説明に、厚生労働省の例を出したことが、ご意見の要因かと思います。今後誤解を招くおそれがあるときは、注釈を用いるなどの対応を行います。</p> <p>また、ピアによる相談支援をされている障害者団体等の支援策については、いただいたご意見を踏まえ、対応を検討します。</p>
	P19	<p>新 市営店舗の入居に関する障害者世帯の優遇措置 → 市営住宅？</p>	<p>「市営店舗」で間違いはありません。一部の市営住宅において、その1階部分を店舗として活用しているものがあります。</p>
	P28	<p>「災害時における障害特性に応じた情報保障・意思疎通支援等の検討」について、失語症意思疎通支援なども含めて検討いただきたい。情報保障や意思疎通の面で難しさがあるのは、聴覚障害者だけではない。一見、普通に話せているように見える高次脳機能障害でも、多くの方が問題を抱えている。</p>	<p>失語症意思疎通支援については、支援者の養成事業及び派遣事業を、広島県を中心として、福山市、呉市との4者共催で実施しており、ご意見の内容を本市単独で検討するのは、難しい面があります。</p> <p>このため、災害時の支援として、どのようなことが考えられるか、まずは広島県と協議をした上で、失語症意思疎通支援者の養成事業及び派遣事業の委託先であり、言語障害や聴覚障害、摂食嚥下障害がある方のサポートをする（一社）広島県言語聴覚士会とも協議して、支援を検討します。</p>

No	資料・ページ	意見要旨	回答・対応方針
3	P32	<p>「地域生活支援拠点の充実」について、充実の具体的な内容を知りたい。高次脳機能障害を理解して対応いただける事業所はまだ少ないと感じているので、支援拠点の職員の方には、多様な障害に対応できるための研修を必須としていただけることを期待する。</p> <p>この文面だけでは「相談支援包括化推進員」の具体的な役割が分かりにくいと感じる。</p> <p>「相談支援の充実」の中で取り組んでいただきたいこととして（どの項目が適切かは迷うところだが）、「年齢を重ねても障害に合った適切なサービスを受け続けられるような支援」がある。障害福祉サービスを利用しておられた、若い高次脳機能障害の方（原因疾患は脳血管障害）が、年齢を理由に半ば自動的・強制的に介護保険サービスに移行させられ、サービスの質・量が変わることで安定した生活が送れなくなるケースがある。このようなことが起こらないように体制を整えていただきたい。</p>	<p>地域生活支援拠点については、今年度中に全区での設置が完了する予定です。今後は、事前登録者数の増加、緊急時の対応に備えた潜在的ニーズの早期把握、ネットワーク構築による地域の体制づくりへ取り組みます。担当者である地域体制整備コーディネーターは定期的な情報交換会により知識等の共有を図っていますが、必要に応じて研修の機会を設けます。</p> <p>「相談支援包括化推進員」は、複雑化・複合化した地域住民の生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、相談支援機関相互間の連携による支援の調整等を行うものです。</p> <p>「相談支援包括化推進員の配置」に関する事業・取組の概要の記載については、ご意見を踏まえ、検討します。</p> <p>障害者総合支援法第7条の規定に基づき、介護保険制度において障害福祉サービスと同種のサービスを受けることができる場合は、原則として介護保険制度に基づくサービスを優先的に利用する必要があります。</p> <p>一方、介護サービスへの移行に当たり、介護サービスへの移行の勧奨を行っていますが、介護保険制度に基づくサービスを利用できない場合や、介護保険制度のみでは生活を維持するために必要なサービス量を確保できない場合は、個々の事情を丁寧に聴き取った上で、個別に障害福祉サービスの支給決定をするなどの対応をしています。</p> <p>引き続き、安定した生活が送れなくなることがないように、個々の障害者の実情に応じた適切な支給決定に努めていきたいと考えています。</p>